

医療過誤と言語哲学：確定記述が含まれる口頭指示の分析

吉澤 ひふみ (Hifumi Yoshizawa)

北海道大学文学院

薬剤の取り扱いと言語哲学的エッセンスの宝庫である。指示と参照の問題、固有名と一般名の区別など、薬剤を取り扱う場面には言語哲学における論点の具体例が多く存在する。そして、薬剤の取扱いは重大な医療過誤やインシデントの発生と切り離せない。これまでの医療過誤やインシデントの多くは、その発生場所や事象に関する行為毎にまとめられてきた。では、言語哲学の視点から、それらの医療事故を分類・整理しなおすことができないだろうか。もしかしたら、言語哲学の知見を薬剤の取り扱いに応用することで、そこで発生しうる医療過誤に分析を与え、何らかの提案を提出することができるのではないだろうか。本発表における筆者のモチベーションは以上のようなものである。

本発表では、実際の事故を改変した以下の事例を想定する。その上で、医師の口頭指示に確定記述が含まれ、かつ指示的用法でそれが用いられていた場合、対象の薬剤が何であることを確認せずにその指示的用法に従うことは原則として避けた方が良いと主張する。

【薬剤の取り違い事例】

小児患者の MRI 検査のため、医師は病棟で**麻酔薬**を溶解後、5mL の注射器に小分けにして検査室に持参した。その際、注射器に薬剤名・患者氏名を明記することになっていたがしていなかった。医師は、検査室の台に自分の白衣と麻酔薬の注射器を置いた。同じ頃、診療放射線技師も**造影剤**を準備して、同じく検査室の台に置き、医師に検査準備が整ったことを報告した。医師は「台の上の造影剤が入った注射器」と言って、看護師に造影剤を手渡すよう口頭指示を出し、看護師は医師へ注射器を手渡した。医師からは麻酔薬入りのシリンジが見えており、看護師からは二本のシリンジが見えていた。医師は造影剤にしては量が少し多いと思ったが確認しないまま、患者の状態を観察しながら投与した。投与直後に患者の呼吸数が低下し、造影剤ではなく麻酔薬を投与していたことに気が付いた。

この事例における「台の上の造影剤が入った注射器」を The Syringe prefilled with gadolinium-based contrast agent on the table という確定記述として捉える。確定記述とは、ラッセルによる「現在のフランスの国王は禿げだ (The present King of France is bald.)」に代表される、“The F is G” という唯一の対象についての記述であり、その記述の真偽に関して、これまでラッセルやストローソン、クリプキをはじめとする哲学者達が理論を主張してきた。なかでもドネランは、ラッ

セルもストローソンも確定記述を満たす対象が存在するという前提、もしくは含意を伴っているとして、確定記述の帰属的用法と指示的用法を提唱した。確定記述の帰属的用法は、G である唯一の F が何であれ、それと同等の対象について、ある命題を表現する。例えば、スミスという人物が殺された事件に関して、「スミスを殺した人は正気じゃない (The Smith's murderer is insane)」と捜査にあたる検事が表現したとき、その殺人者が誰であれ、検事はスミスを殺害した者が正気ではないと思っている。他方の指示的用法は、ある特定の対象 (x) を取り上げて、x について、x は G だと主張する。例えば、先と同じ殺人事件に関して、ジョンがスミスの殺人罪で起訴されており、裁判の傍聴者がジョンを指して同じことを言った場合、ジョンが実際の殺人者かどうかに関わらず、ジョンは正気ではないと思われる。このように、指示的用法を用いると、確定記述が表現する性質を満たしていないにもかかわらず目の前の対象を指示できてしまう。このとき、同じ確定記述の帰属的用法が表示する対象と食い違いが生じる場合がある。

【薬剤の取り違い事例】において、看護師は医師の指示的用法に従い、対象の注射器を手渡している。看護師には医師が指示するこの注射器 (対象 (x)) が実際のところ何なのか分からない。しかし、造影剤入りの注射器であることを受け入れていると見なせる。だが、医師の口頭指示に確定記述が含まれ、帰属的用法か指示的用法かに応じて複数の対象が指示されうるのであれば、口頭指示の字義通りの対象と指示的用法の対象とが一致しない事態が起こり得る。この不一致は医療過誤を招く。

指示受け者が、医師の意図する対象 (指示的用法により指示されたと考えられる薬剤) が実際に何であることを確信できない場合、安易にその指示的用法に従って、投薬を実行しないことには、次の二点において意義がある。第一に、特定の薬剤が口頭指示の字義通りの内容 (帰属的用法) を本当に満たしているかどうかを検証する機会を得ることができる。第二に、当該薬剤が帰属的用法における性質も満たしていた場合、医師は後から「私は字義通りに造影剤が入った注射器を意味していたのだ (指示的用法ではなく帰属的用法を用いていた)」と弁明する余地を持つことになる。すなわち、誤薬投与が生じたとしても、責任の所在が曖昧となる可能性がある。そのため、指示受け者としては自己の法的保全の観点からも、対象の薬剤が何であることを確認せずに指示的用法に従うことは避けるべきである。以上より、医師の口頭指示に確定記述が含まれ、かつ指示的用法でそれが用いられていた場合、対象の薬剤が何であることを確認せずにその指示的用法に従うことは原則として避けた方が良く結論される。

〈主要参考文献〉

Donnellan, K. S. (1966). "Reference and Definite Descriptions." *The Philosophical Review*: 75. pp. 281-304.

——邦訳：荒磯敏文 (2013) 「指示と確定記述」『言語哲学重要論文集』春秋社

Russell, B. (1905). "On Denoting." *Mind*: Vol. 14, No. 56. pp. 479-493.

——邦訳：松坂陽一 (2013) 「表示について」『言語哲学重要論文集』春秋社

日本医療機能評価機構(2016)「薬剤名の表示がない注射器に入った薬剤の誤投与」
『医療事故情報収集等事業医療安全情報』No.120〈https://www.med-safe.jp/pdf/med-safe_120.pdf〉最終閲覧日 2025 年 7 月 26 日
藤川直也(2025)『誤解を招いたとしたら申し訳ない：政治の言葉／言葉の政治』
講談社